

岐阜県公報

号外 (12) 令和四年四月一日

目 次

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)
(出納管理課)

一
二

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項後段を削る。

別表第一中「579,901円」を「579,001円」に改め、同表備考中第七号を削り、第六号を第八号とし、第一号から第五号まじを「一号」と繰り上げ、同表備考に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1 この表のC階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）

第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D20階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

五号に規定する収入金にあつては指定納付受託者に納付書を」に改める。
 第二十六条第六項中「の定めるところによる」を「第十二条の二第一項各号に掲げる基準とする」に改める。

第三十八条第二項第三号中「所属長」の下に「(所属長が出張、病気その他の理由により署名することができない場合にあつては、所属長があらかじめ指定した職員)」を加える。

第四十四条の五第三号中「法第二百三十一条の二の三第一項に規定する」を削る。

第四十八条第一項ただし書中「所属長」の下に「(所属長が出張、病気その他の理由により確認することができない場合にあつては、所属長があらかじめ指定した職員)」を加える。

第一百十条中「該当する場合」の下に「(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十一条に規定する建設工事の請負に関する契約を締結する場合を除く。)」を加え、同条第一号中「(建設工事に限つては百五十万円)」を削る。

第一百七十七条第一項中「年二・五パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項に規定する財務大臣が決定する率」に改める。

第二百二十六条第一項第一号(四)中「(昭和二十四年法律第百号)」を削る。

第三百三十四条の見出し中「の特例」を削り、同条中「知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び同規則」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)」に改め、「別に知事が定めるところにより」を削る。

第九十三条の二中「随時」を「臨時」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、令第五十八條の二第一項の規定による歳入の収納の事務の委託を受けた者に対する実地検査は、定期及び臨時に行つものとする。

別表二上欄中「環境企画課」を「脱炭素社会推進課」に改め、「企業誘致課」の下に「産業デジタル推進課」を加え、「新産業・エネルギー振興課」を削り、
 「企業誘致課」を削る。
 「企業誘致課」を削る。
 「企業誘致課」を削る。

技術課 を 産業デジタル推進課 に改め、同表下欄中「商工政策課」

業・エネルギー振興課 産業技術課 「

を「商工・エネルギー政策課」に改める。

第三号様式から第四号様式までの規定中、「~~商工政策課~~」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

令和四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社